地域子育て支援拠点事業運営候補団体の選定について

児童福祉法(昭和22年法律第64号)第6条の3第6項に基づく地域子育て支援拠点事業 (以下「拠点事業」という。)運営候補団体をプロポーザル方式にて公募した結果、次のとおり 運営候補団体を選定した。

1 公募の条件

(1) 実施団体

平成30年4月1日から平成30年10月1日までの期間に本富士地区において拠点事業を開始する団体。ただし、実施場所は既存の「子育てひろば」から概ね500m以上離れた場所とし、候補団体選定後、区と協議の上選定する。(裏面参照)

- (2) 実施団体の構成要件
 - ①区内に住所を有すること。
 - ②地域の子育て支援を充実させていくことに関する相当の知識及び熱意を有すること。
 - ③地域の住民、町内会、商店街及び子育て関連施設等と連携し、地域に密着した活動が可能であること。
 - ④政治若しくは宗教活動又は営利を目的としないこと。
 - ⑤拠点事業を概ね5年以上継続させる意思があること。
- (3) 拠点事業の実施内容
 - ①子育て世帯の交流の場の提供及び交流の促進事業
 - ②子育で等に関する相談及び援助事業
 - ③地域の子育て関連情報の提供
 - ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
 - ⑤拠点施設を、文京区社会福祉協議会が区の委託を受けて実施するファミリー・サポート・ センター事業の活動の場とする取組
 - ⑥拠点施設を協議会が認定した子育てサポーターの活動の場とする取組
- (4) 開設日数・時間

原則として週3日以上かつ1日5時間以上とする。

2 募集期間

平成29年12月1日(金)から平成30年1月12日(金)まで

3 応募団体数

2 団体

4 選定結果

一般社団法人まちの広場(所在:文京区向丘二丁目28番12号) ※選定委員会を2回開催し、選定委員による審査を行った。

5 今後のスケジュール

平成30年2月~10月 実施場所の検討・決定 開設に向けた整備・運営開始(運営補助等については裏面参照)

[参 考]

1 実施場所

実施場所、設備等は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- ア 戸建て住宅、商店街の空き店舗等、子育て世帯が集うに適した場所であること。
- イ複数の場所で実施するのではなく、拠点となる場所を定めること。
- ウ おおむね10組の子育て世帯が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。
- エ 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないよう必要な設備を設置すること。
- オ 昭和56年6月以降の建物(木造住宅を含む。)については、建築確認済証又は検査済証の確認ができること※。昭和56年5月31日以前に着工した建物については、次の耐震基準を満たしていること。
 - ① 鉄筋コンクリート造、鉄骨造及びその他 Is 値 0. 6以上
 - ② 木造 Iw 値1. 0以上
- カ 2方向の避難経路を確保し、消防署の指導に従うこと。
 - ※ 検査済証のない建物は、区が建築基準法適合状況調査を実施

2 運営補助·開設準備補助

区分			補助基準額
運営補助	- 国 基 準	基本分	3,785 千円~8,364 千円 **
		加算分	1,385 千円
開設準備補助		改修費等	4,000 千円
		賃 借 料	600 千円
	区独自加算		400 千円

※ 開所日数及び職員配置状況により変動